

日盲連発第 157号  
2015年1月23日

厚生労働省社会・援護局  
障害保健福祉部障害福祉課  
障害児・発達障害者支援室 御中

「放課後等デイサービスガイドライン」構成案に対する意見書

社会福祉法人日本盲人会連合  
会長 竹下 義樹

平素は、視覚障害者・視覚障害児に対する福祉の増進に対し、弛まざるご努力を頂き、心より敬意を表します。

さて、この度は、標記ガイドラインの作成につきまして、私共視覚障害者・視覚障害児に係る意見、及びガイドライン（案）に対する要望と意見を申し上げます。

**1. 視覚障害児 教育・療育の歴史的背景からの意見**

視覚障害児・聴覚障害児の教育は、日本の障害児教育における先駆的役割を果たしてきました。1878年に京都盲啞院が設立され、日本における障害児教育が誕生しました。文部科学省が管轄する教育の分野においては、盲学校（視覚特別支援学校等）の位置付けがしっかりと根付いており、視覚障害児の教育内容・支援が確立しています。

しかし、一方で厚生労働省が管轄する福祉の分野においては視覚障害児の療育・支援は置き去りにされたままです。戦後に児童福祉法が制定され、その後の障害児の支援は「知的障害児通園施設」「肢体不自由児通園施設」「難聴幼児通園施設」の3つの体系に整備されました。その中には視覚障害児の具体的な支援策はどこにも含まれていません。また、盲学校教育においても幼稚部や教育相談は十分な体制ではない都道府県もあります。特に出生から3歳位までの視覚障害乳幼児の親子支援は不十分なままです。

国の制度では視覚障害児に特化した児童発達支援はないが、法人や団体が相談や療育を行っている事業所・施設が全国に数カ所あります。しかし、支援体制が不十分な地域に住む親子は、医療や福祉の情報、療育等の様々な支援を求

めて県外に相談や通園をせざるを得ない現状になり、不必要な経済的負担・時間的制約などを強いられている状況になっております。

障害者自立支援法に改正され、通園施設は障害種別の枠が取り払われましたが、視覚障害児は他障害に比べ出現率の低さと、これまでの歴史的背景も含め福祉の分野からは専門的な支援が皆無に等しいです。その延長線上に放課後デイサービスの支援があると言っても過言ではなく、視覚障害児の親子を地域から孤立させないためにも、きめ細やかな支援体制を望みます。

## 2. 現在の視覚障害児の置かれている状況からの意見

まず、視覚障害児は数が少ないこともあり、盲学校（視覚特別支援学校等）は都道府県に約1校程度の配置しかありません。そのため、盲学校等に就学する場合、スクールバスがあったとしても走行エリアが限られていることが多く、家から遠くても親が苦労をしながら送迎することや、あるいは年齢の小さい小学生段階から親元を離れ寄宿舎で生活することを余儀なくされているのが現状です。

親は毎日の長時間の送迎のため就労することもできない、また、寄宿舎に入っている子どもは休日や長期休暇に家に帰っても地域に友達もなく、過ごし方が単調になりがちになり、結果として、家族が孤立して子どもを育てて行くことになり、経済的な問題や親子とも精神的なストレスをかかえてしまうケースが多くあります。就学前の子どもの場合は、居住地の盲学校（視覚特別支援学校等）に幼稚部がない場合もあり、専門的な指導を受けにくい状況もあります。

また、学齢児の中には、一般の放課後児童クラブ（学童保育）へ通える場合もあり、同年齢の地域の子ども達と過ごし、親の就労も保障されます。しかし、視覚に障害があることを理由に職員室で大半の時間を過ごしているなど、職員の視覚障害に対する理解が追いつかず、視覚障害児の教育と療育の関わり方の未熟さが見受けられます。また、視覚障害児の受け入れ経験が無いという理由で断られることや、入所後の行動などを手助けするボランティアを親が独自に探さないといけないなどの、不合理な事例もありました。

結果的に、保護者の就労が前提の放課後児童クラブ（学童保育）へは、前述のような理由で、希望通りに入所することが出来ない状況です。また、入所したとしても、支援体制の弱さから、家と学校の往復以外に行き場所がない子供達が多く、社会の豊かさを享受せずに成長をし、他の障害を持つ子供達に比べて機会を喪失している状況とも言えます。

放課後等デイサービス事業においては、単期間に事業所数が急激に増加していますが、視覚障害児の利用数は僅かな状況です。もともと視覚障害のある子どもが少数で、県内1校の盲学校（視覚特別支援学校等）や数カ所に点在する弱視学級に在籍という状況にあり、地域のサービスを受けにくい現状がありますが、保護者や子供が要望するサービスが受けられないため、利用したくても利用が出来ない状況にあります。

全国には、視覚障害児を満身に受け入れることが出来る放課後等デイサービスはまだありません。視覚障害児と家族は、他の障害児と同様のサービスが受けられる放課後デイサービスを強く望んでいます。

視覚障害児が通える放課後等デイサービスにおいては、ご説明をした現状を踏まえ、以下の点を考慮した上で、普及を進めて頂きたい。

- ・ 親が普通に就労できる環境
- ・ 学校以外の所で安心して子供が過ごせる環境
- ・ 地域の子供や地域の大人達との繋がりを大切にできる環境
- ・ 保護者が子どもの将来を前向きに考えられるような環境
- ・ 各地の放課後児童クラブ（学童保育）へ視覚障害の専門的なアドバイス（後方支援）ができる施設が普及すること

### 3. ガイドライン作成に対する要望

ガイドラインの作成にあたっては、視覚障害児の教育と療育が推進するよう、下記の点を留意の上、ガイドラインの作成を要望いたします。

#### **（1）対象施設において「盲学校等の空き教室・寄宿舎」を加える**

盲学校（視覚特別支援学校等）の空き教室や寄宿舎を利用することで、移動に困難を有する視覚障害児は通いやすくなるのに加え、盲学校等と連携が取りやすいので、その専門性を生かした支援内容が可能となる。また、一般学級などに在籍する視覚障害児の利用も可能となるので、盲学校等の通級指導にも便宜を図れる。

#### **（2）重度視覚障害児に対する支援**

身障手帳1級・2級の重度視覚障害児に関しては、放課後等デイサービスにおける指導や日常生活の自立に向けた訓練、外出時の手引き等、視覚障害の特性を理解した専門的な職員による対応が必須です。特に視覚障害児においては、職員がマンツーマンで関わるが多く、研修を積んだ職員を入所数

に見合った人数の配置を行うことを、ガイドラインの作成において配慮を頂きたい。

### **(3) 専門性の考慮**

視覚障害児においては、高等教育に進む過程において、点字の習得は必須になり、早い時期からの習得が重要とされます。点字を使用する視覚障害児のために、点字を習得した職員（点字技能士等）が常勤あるいは、非常勤等で配置されることを望みます。

なお、点字以外にもIT機器など、視覚障害者に有益となる機器の指導も、時代の流れに合わせて対応出来る体制が望ましいです。

### **(4) 社会参加への配慮**

重度の視覚障害児は、社会経験を学ぶ環境や機会が少なく、外出体験を積極的に取り入れる必要があります。バスや電車に乗る訓練には、歩行訓練士による専門的な指導が必要となります。専門機関からの歩行訓練士の派遣や、職員としての配置が望ましいです。

### **(5) 必要な設備・機器への配慮**

受け入れる施設においては、視覚障害児が行動しやすいように専用設備の導入が必要となります。また、視覚障害児は視覚と視力のハンデを補うべく、専用の機器の習得をすることが今後の成長の為にも大切になり、他の障害に比べて必要とする設備・機器が多いです。

ガイドラインでは「適切な情報伝達手段の確保」とありますが、視覚障害児を受け入れることが出来る施設は少なく、施設側が予算を捻出することが難しい状況と思われます。そのため、視覚障害児に特に必要な設備・機器に関しては、具体的な設備・機器を記載していただき、全国一律のサービスが行われるようにして頂きたい。

特に必要な設備・機器としては、点字案内板、音声システム、点字ブロック、拡大読書器、視覚障害者用ポータブルレコーダー等を記載して頂きたい。

### **(6) サービス向上に対する配慮**

放課後デイサービス等においては、専門的で安定した支援を行うために、職員研修の場と機会を積極的に取り入れることを明記して頂きたい。

### **(7) 家族支援に対する配慮**

家族支援については、親以外にも祖父母や兄弟児を含めた支援を織り込んで

頂きたい。学習会や兄弟児の交流などを通して、視覚障害児は社会性を学び、周りの家族も障害の理解を得るため、双方に有益になる。

#### (8) 送迎について

施設が用意する送迎車だけではなく、公共の交通機関を利用し、将来の自立を踏まえた社会に出るための訓練としても活用できるようにして頂きたい。現行では交通機関による送迎は、加算の対象とならず、対応を行っている施設は少なく、教育の場としての観点を配慮して欲しい。

#### (9) 食事（給食）支援について

学校の長期休み等はお弁当を持参となりますが、保護者の負担、保管の安全や衛生面の観点、偏食指導や食育、食事マナーの指導などの観点からも給食などの食事支援の導入を考えて頂きたい。

全ての事業所に義務つけるのは難しいが、現在実施している事業所などの評価や、食事提供加算の導入などを行い、事業所が積極的に取組めるように検討して頂きたい。

#### (10) 柔軟な体制

視覚障害児を持つ親からは、今後の利用拡大の要望の一つとして、土曜日や長期休暇中のデイサービスの活用が上げられます。特に遠方の学校への通学や寄宿舎利用の子ども達など、家族と離れて生活をする視覚障害児と家族に対しては、このようなサービス拡大が必要であり、居住地域で受けられるサービスと同程度の事業が望まれます。

### 4. ガイドライン（素案）に対する修正意見

第3回検討会での指摘を反映させたガイドライン（案）に対しては、以下の部分の修正を要望いたします。

#### (1) 障害種別の配慮

このサービスが支援を必要とするすべての障害のある子どもに対する発達支援であることを明確にするため、以下の箇所には障害種別への配慮を加える意味で修正をお願いしたい。

①『1. 総則』4ページ・3行目

「子どもの発達過程や特性を理解している」

→ 子どもの障害種別の配慮や発達過程、特性を理解している

②『2. 設置者・管理者向けガイドライン』14ページ・4行目

「障害特性の理解や、障害特性に応じた活動や支援方法」

→ 障害種別や障害特性の理解、及びその配慮に応じた活動

## (2) 安全確保

視覚障害児が移動や運動を伴う活動には人員の配置が必要です。特に目の見える他の障害児と共に集団生活をする場合にはより安全の確保を要するため、以下の記述に修正をお願いしたい。

①『2. 設置者・管理者向けガイドライン』

7ページ・14行目末に以下の文言の挿入をして下さい。

→ 視覚障害児の場合には集団生活における安全の確保と移動や運動を伴う活動に人員の配置が必要である。

以上